

令和6年度018サポート実施要綱

5福祉子育第3497号

令和6年4月1日

(目的)

第1条 本事業は、教育費や生活費等、子育てにかかる費用が相対的に高い東京において、経済情勢の悪化による雇用の不安定化等も進む中で、経済的な事情から安心して子供を産み、育てることが難しくなっている状況に鑑み、東京都（以下「都」という。）が都内に在住する18歳以下の子供に対し、1人当たり月額5,000円（年額6万円）（以下「018サポート給付金」という。）を支給することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし、子育てのしやすい東京を実現することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の全部又は一部を、次の各号に掲げる者に委託することができる。

- 一 法人格を有する者であって都が認めるもの
 - 二 特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）
- 2 前項各号に掲げる者は、都の事前承認を受けた場合に限り、事業の全部又は一部を、他の適当な団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、都内に住所を有する者（都内区市町村において対象者に関する事項が住民基本台帳に記載されている者）又は留学その他都が別に定める理由により都内に住所を有しない者とする。

(018サポート給付金の支給)

第4条 対象となり得る者は、必要事項を記載した018サポート給付金認定請求書等を作成し、都に對し請求を行う。

- 2 都は、前項により請求のあった者について018サポート給付金認定請求書等の内容を審査し、適当である場合には認定を行ったうえで、給付金を支給する。

(コールセンターの設置及び運営)

第5条 都は、対象者等からの本事業に関する問合せに対応するため、コールセンターを設置及び運営する。

(実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(個人情報の適切な管理)

第7条 都は、本事業の実施に当たって、取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 都は、第2条第1項により、事業を委託しようとする場合は、委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 都は、受託者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。
- 4 都は、この要綱及び都が別途定める取扱要領（以下「取扱要領」という。）の施行に必要な限度において、受託者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な指導、助言をすることができる。
- 5 都は、受託者がこの要綱及び取扱要領に定める個人情報の保護に関する規定等に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(その他)

第8条 この要綱及び取扱要領の定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。